

令和2年国海環第72号新旧訂正表

○海洋汚染等防止法検査心得 II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 新旧対照表
 (傍線の部分は改正部分)

現行 (国海環第55号、令和2年9月4日付) (青字の部分は訂正箇所)

改正後	現行	備考
第1章の6 <u>二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認</u>	(新設)	
1-22.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	1-22.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	省令と条数と平仄を合わせる修正
第1章の7 <u>国際二酸化炭素放出抑制船舶証書</u>	(新設)	
1-29.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	1-29.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	

訂正後 (青字の部分は訂正箇所)

改正後	現行	備考
第1章の6 <u>二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認</u>	(新設)	
1-22.1 (a) ~1-26.0 (b) (略)	1-22.1 (a) ~1-26.0 (b) (略)	省令と条数と平仄を合わせる修正
第1章の7 <u>国際二酸化炭素放出抑制船舶証書</u>	(新設)	
1-29.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	1-29.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	

○海洋汚染等防止法検査心得 IV 海洋汚染等防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行 (国海環第55号、令和2年9月4日付) (青字の部分は訂正箇所)

改正後	現行	備考
<p>第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p>	<p>第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p>	
<p>5.1 (a) 型式承認申請書2.中「事業場の名称及び所在地」には、型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載させること。ただし、当該船舶又は物件の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合においては、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載させること。</p> <p>(b) 申請を受けた地方運輸局長(運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえで、書類とともに海事局長へ送付すること。(5.2(a)なお書きにより申請者が書類を海事局長へ直接提出する場合は除く。)</p> <p>(削除)</p>	<p>5.1&2 (a) 型式承認の申請については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 地方運輸局長(運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、型式承認申請書(以下本項において「申請書」という。)1通及び添付書類3部(うち1部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。)を提出させること。</p> <p>(2) 地方運輸局長は、提出書類が適切であることを確認した上、提出書類を2部本省へ送付すること。</p> <p>(3) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、本省より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を本省へ報告すること。</p> <p>(4) 添付書類は、部外秘とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p>(削除)</p>		
<p>(削除)</p>		
<p>(削除)</p>		
<p>5.2 (a) 規則第5条第2項の書類の提出部数は1部(電子データ又は紙媒体)とする。</p> <p>なお、書類は申請者が希望する場合は本省担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</p> <p>(b) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、海事局長より調査を依頼された場合、</p>		

地方運輸局長は調査を行い、その結果を海事局長へ報告すること。

(c) 書類は、機密性情報とする。

5.3 (a) 規則第 5 条第 3 項の必要な書類は、第 5 条第 2 項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1) (製造工程のフローチャートを除く。) 及び (2) の書類の提出を免除して差し支えない。

(1) 製造工程及び品質管理基準
製造工程のフローチャート等及び社内検査基準 (材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等)。ただし、型式承認を受けようとする物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合は、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図 (型式承認を受けようとする物件の製造に携わる人員を明記させること。)

(3)・(4) (略)

(5) 型式承認を受けようとする物件に関するパンフレット

(b) 第 5 条第 2 項の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a) により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の書類の提出を免除して差し支えない。

(型式の変更の承認)

8.0 (a) 第 1 項の「法第 5 条第 4 項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、アクセサリー等の変更であって、当該物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件に変更のある場合は別型式として扱う。

(b) 書類については、5.2 及び 5.3 のうち当該変更箇所に係るものを提

(新設)

5.3 (a) 添付書類は、第 5 条第 2 項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1) (製造工程のフローチャートを除く。) 及び (2) の添付書類の提出を免除して差し支えない。

(1) 製造工程及び品質管理基準
製造工程のフローチャート等及び社内検査基準 (材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等)。ただし、型式承認を受けようとする船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合には、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図 (型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造に携わる人員を明記させること。)

(3)・(4) (略)

(5) 型式承認を受けようとする船舶又は物件に関するパンフレット

(b) 第 5 条第 2 項の添付書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a) により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の添付書類の提出を免除して差し支えない。

(型式の変更の承認)

8.0 (a) 第 1 項の「法第 5 条第 4 項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、型式承認を受けた物件の構造、構成部品等についての軽微な変更であって、当該物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件を変更しようとする場合は、別型式として取り扱うこと。

(b) 5.1&2 (a) (1) の規定は、本条について準用する。

<p>出させること。 <u>(c) 5.1並びに5.2(a), (b)及び(d)の規定は、本条について準用する。</u> (型式の変更等の届出) 9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 <u>(1) 第1号の届出には、変更しようとする時期を明記させること。</u> <u>(2) 書類の提出については、5.2及び5.3(a)のうち、当該変更に係るものとして差し支えない。</u> <u>(3) 5.1並びに5.2(a), (b)及び(d)の規定は、本条について準用する。</u></p>	<p>(新設) (型式の変更等の届出) 9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 <u>(1) 地方運輸局長は、変更しようとする事項及び変更事由のほか、変更しようとする時期を記載した届出書1通及び添付書類3部(支局管内の製造事業場にあつては4部)を提出させること。</u> <u>(2) 地方運輸局長は、届出書1通及び添付書類2部を海事局長に送付し、本局において当該届出書の写し及び添付書類1部を保管すること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合には、支局においても保管すること。</u> <u>(3) 届け出は、原則として変更しようとする時期の1月前までに行わせること。</u></p>
---	--

訂正後 (青字の部分は訂正箇所)	現 行	備 考
<p>改正後 第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請) <u>5.1 (a) 型式承認申請書2.中「事業場の名称及び所在地」には、型式承認を受けようとする物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載させること。ただし、当該物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合においては、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載させること。</u> <u>(b) 申請を受けた地方運輸局長(運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえで、書類とともに海事局長へ送付すること(5.2(a)なお書きにより申請者が書類を海事局長へ直接提出する場合は除く。)</u> (削除)</p>	<p>第2章 型式承認及び検定 (型式承認の申請) <u>5.1&2 (a) 型式承認の申請については、次のとおり取り扱うこと。</u> (新設) <u>(1) 地方運輸局長(運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)は、型式承認申請書(以下本項において「申請書」という。)1通及び添付書類3部(うち1部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。)を提出させること。</u></p>	

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5.2 (a) <u>規則第5条第2項の書類の提出部数は1部（電子データ又は紙媒体）とする。</u> <u>なお、書類は申請者が希望する場合は本省担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</u> <u>(b) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する物件を継続して製造する能力を有することにつき、海事局長より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を海事局長へ報告すること。</u> <u>(c) 書類は、機密性情報とする。</u></p> <p>5.3 (a) <u>規則第5条第3項の必要な書類は、第5条第2項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1)（製造工程のフローチャートを除く。）及び(2)の書類の提出を免除して差し支えない。</u></p> <p>(1) 製造工程及び品質管理基準 製造工程のフローチャート等及び社内検査基準（材料及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等）。ただし、型式承認を受けようとする物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合は、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。</p> <p>(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図（型式承認を受けようとする物件の製造に携わる人員を明記させること。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 型式承認を受けようとする物件に関するパンフレット</p> <p>(b) 第5条第2項の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請</p>	<p>(2) <u>地方運輸局長は、提出書類が適切であることを確認した上、提出書類を2部本省へ送付すること。</u></p> <p>(3) <u>製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、本省より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を本省へ報告すること。</u></p> <p>(4) <u>添付書類は、部外秘とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5.3 (a) <u>添付書類は、第5条第2項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1)（製造工程のフローチャートを除く。）及び(2)の添付書類の提出を免除して差し支えない。</u></p> <p>(1) 製造工程及び品質管理基準 製造工程のフローチャート等及び社内検査基準（材料及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等）。ただし、型式承認を受けようとする船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合には、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。</p> <p>(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図（型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造に携わる人員を明記させること。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 型式承認を受けようとする船舶又は物件に関するパンフレット</p> <p>(b) 第5条第2項の添付書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の</p>
---	---

書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。
 なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第5条第2項第3号及び第4号の書類の提出を免除して差し支えない。

(型式の変更の承認)

8.0 (a) 第1項の「法第5条第4項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、アクセサリー等の変更であって、当該物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件に変更のある場合は別型式として扱う。

(b) 書類については、5.2及び5.3のうち当該変更箇所に係るものを提出させること。

(c) 5.1 (a) 及び (b) 並びに5.2 (a) 及び (b) の規定は、本条について準用する。

(型式の変更等の届出)

9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 第1号の届出には、変更しようとする時期を明記させること。
- (2) 書類の提出については、5.2 (a) 及び (b) 並びに5.3 (a) のうち、当該変更に係るものとして差し支えない。

(3) 5.1 (a) 及び (b) 並びに5.2 (a) 及び (b) の規定は、本条について準用する。

申請書添付書類と同一内容であるものについて行うこと。
 なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第5条第2項第3号及び第4号の添付書類の提出を免除して差し支えない。

(型式の変更の承認)

8.0 (a) 第1項の「法第5条第4項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、型式承認を受けた物件の構造、構成部品等についての軽微な変更であって、当該物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件を変更しようとする場合は、別型式として取り扱うこと。

(b) 5.1&2 (a) (1) の規定は、本条について準用する。

(新設)

(型式の変更等の届出)

9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 地方運輸局長は、変更しようとする事項及び変更事由のほか、変更しようとする時期を記載した届出書1通及び添付書類3部(支局管内の製造事業場にあつては4部)を提出させること。
- (2) 地方運輸局長は、届出書1通及び添付書類2部を海事局長に送付し、本局において当該届出書の写し及び添付書類1部を保管すること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合には、支局においても保管すること。

(3) 届け出は、原則として変更しようとする時期の1月前までに行わせること。

令和 2 年国海環第 72 号新旧訂正表

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

現行 (国海環第 55 号、令和 2 年 9 月 4 日付) (青字の部分は訂正箇所)

改正後	現行	備考
<p>1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査</p> <p>(1) 検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合していると認められる場合は、当該船舶に搭載され、各手引書に対応する EGC 装置が検査の方法附属書 [7] に規定される検査により技術基準に適合していると認められた後に、各手引書表紙 (1 ページ目) の余白に、船舶安全法の「船舶検査の方法」 (平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号) 付属書 A 中 2.2 に規定される第 1 号の 2 様式のスタンプを、次の例により赤で押印すること。</p> <p>硫黄酸化物放出低減記録簿 (様式) の表紙を提出させて、手引書の表紙と同じ記載をして返却すること (当該記録簿の基準はない)。</p> <p>(2) 検査の方法附属書 [6-2] の規定により、排ガス再循環水処理装置取扱手引書が検査心得技術基準省令 42.0(c) の基準に適合していると認められる場合は、(1) と同様に処理すること。</p> <p>排ガス再循環水処理記録簿についても、<u>硫黄酸化物放出低減記録簿と同様に取り扱うこと。</u></p> <p>(3) 船級船にあつては、船級協会により承認することとする。 (略)</p>	<p>1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査</p> <p>検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合していると認められる場合は、当該船舶に搭載され、各手引書に対応する EGC 装置が検査の方法附属書 [7] に規定される検査により技術基準に適合していると認められた後に、各手引書表紙 (1 ページ目) の余白に、船舶安全法の「船舶検査の方法」 (平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号) 付属書 A 中 2.2 に規定される第 1 号の 2 様式のスタンプを、次の例により赤で押印すること。</p> <p>硫黄酸化物放出低減記録簿 (様式) の表紙を提出させて、手引書の表紙と同じ記載をして返却すること (当該記録簿の基準はない)。</p> <p>(新設)</p> <p>なお、船級船にあつては、船級協会により承認することとする。 (略)</p>	<p>EGR 排水ガイドライン取り入れ関係</p>

訂正後 (青字の部分は訂正箇所)

改正後	現行	備考
<p>1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査</p> <p>(1) 検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合していると認められる場合は、当該船舶に搭載され、各手引書に対応する EGC 装置が</p>	<p>1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査</p> <p>検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合していると認められる場合は、当該船舶に搭載され、各手引書に対応する EGC 装置が検査</p>	<p>EGR 排水ガイドライン取り入れ関係</p>

<p>検査の方法附属書 [7] に規定される検査により技術基準に適合していると認められた後に、各手引書表紙(1 ページ目)の余白に、船舶安全法の「船舶検査の方法」(平成9年6月16日付海検第40号)付属書 A 中 2.2 に規定される第1号の2様式のスタンプを、次の例により赤で押印すること。 <u>硫酸酸化物放出低減記録簿(様式)の表紙を提出させて、手引書の表紙と同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。</u></p> <p>(削除) [例] (略)</p> <p>(2) 検査の方法附属書 [6-2] の規定により、排ガス再循環水処理装置取扱手引書が検査心得技術基準省令 42.0(c)の基準に適合していると認められる場合は、(1)と同様に処理すること。 <u>排ガス再循環水処理記録簿についても、硫酸酸化物放出低減記録簿と同様に取り扱うこと。</u></p> <p>(3) <u>船舶船にあつては、船級協会により承認することとする。</u></p>	<p>の方法附属書 [7] に規定される検査により技術基準に適合していると認められた後に、各手引書表紙(1 ページ目)の余白に、船舶安全法の「船舶検査の方法」(平成9年6月16日付海検第40号)付属書 A 中 2.2 に規定される第1号の2様式のスタンプを、次の例により赤で押印すること。 <u>硫酸酸化物放出低減記録簿(様式)の表紙を提出させて、手引書の表紙と同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。</u></p> <p>なお、<u>船舶船にあつては、船級協会により承認することとする。</u> [例] (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(移設)</p>
--	--